

# 一般社団法人ナチュラル・エージ技術協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ナチュラル・エージ技術協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、①緑地全般に関する環境保全等、②公共施設及び再生可能エネルギー施設及び無線基地局等に係る保全、③道路関連附帯施設に係わる保全、④地域コミュニティの維持継承と社会教育の推進に係る啓蒙・教育、⑤地域環境保全等に係る行政機関、研究機関、教育機関、学会との交流に係る理念、技術の醸成、普及を図る活動を行うことによって、地域における人との絆の継承に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- ① 雑草抑制・防除等に関する技術支援・販売事業。
- ② 地域再生・緑地再生事業に関する技術支援・販売事業。
- ③ 多機能遮熱塗料の技術支援・販売事業。
- ④ その他、自然素材の販売支援事業。
- ⑤ 地域再生等に係るエネルギー関連の技術支援・販売事業。
- ⑥ その他本協会の目的達成のために必要な事業緑地の管理者養成並びに管理業務に関する従事者の教育と養成。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、

代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の、定款又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、毎年1回開催するほか、臨時総会は、必要があった場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 主席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上 10名以内

(2) 監事 1名以上 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する提示社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第20条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときには、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事業所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿主たる事務所および従たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(広告の方法)

第37条 この法人の広告は、官報に掲載してする。

平成29年11月7日

原本に相違ありません。

東京都港区西新橋二丁目15番7号  
一般社団法人ナチュラル・エージ技術協会  
代表理事 齋藤 与司二